

床ずれ作っても当たり前？

厚生省は特別養護老人ホーム（以下「特養」と略記）の「サービス評価基準」を定め、三年前から特養の評価事業を始めた。大分県も本年から実施する。

評価事業を要約すると、特養の世話内容を具体的に百項目で示し、実際の内容をその基準でチェックし、Aを最上位としてBCDの四段階にランク付けをする仕組み。

特養制度三十余年を過ぎた今、それを思い立つとは行政の責任感とは何だろう。また、介護保険制度が二年後から行われれば雲散霧消するだろう。市民が特養の質の可否を判断選択できるようになるから。そういう時になってもなおそれを続行するならば官庁ファシズム以外の何ものでもない。

さて、この評価事業は特養の世話の質を上げ、利用者を護るためのものではある。しかし、厚生省が定めている特養の現行の低劣な建築設備基準と職員（特に寮母）定数基準では、基準達成は絶対的に不可能である。だから、厚生省はまずこの二大欠陥を改正すべきである。

また、たとえ現行の低基準下でも特養が利用者に対し、してはならない幾つかの重要事項が、この理想的（？）評価項目では欠落している。例えば、特養で床ずれを作っても、また、痴呆症などをベッドに縛り、鍵閉じこめしても一切お構いなしで、Aになれる。この二点だけからも基準作成委員会（日野原重明委員長）は介護の基本に余りにもうとすぎることが分かる。基本とは利用者に安全と安心を確保することである。

（一九九五年九月二十日）